

第 2 章
政策の基本方針

第1節 基本的な考え方

環境基本条例の考え方

「逗子市環境基本条例」では、その前文において「私たちは、健康で文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有する」として、環境に関する権利を、また、「健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っている」として、環境に関する義務をうたっています。そして、この権利を享受し、義務を履行するために、4つの基本理念を掲げています。

- 市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代に継承すること。
- 環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会を実現すること。
- 自然的社会的条件や生態系の多様性に配慮し、限りある自然環境を保全すること。
- 人類共通の課題である地球環境保全を積極的に推進すること。

また、市民、事業者、市は、この基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとしています。

環境基本計画の基本的な考え方

本計画における望ましい環境像を

地球にやさしい循環型のまち

自然と共生するまち

みんな各自が主体で良好な環境づくりを進めるまち

とし、その実現を図ります。

計画期間中における優先的に取り組む必要がある重点課題を示し、その解決を第一に図ります。さらに、環境基本条例で位置付けられた基本理念に沿って環境課題を分類し、その課題の解決に向けた施策の方向を示します。

環境の保全及び創造については、市民、事業者、市それぞれが主体となって、または協働して取り組む必要があることから、環境の各課題ごとにそれぞれの役割を明らかにします。

それぞれの課題への取組みについては、毎年、進行状況の評価を行い、その評価結果を環境の現況と合わせ年次報告書としてまとめ、公表します。それにより、計画期間中であっても必要があれば計画の見直しを行います。

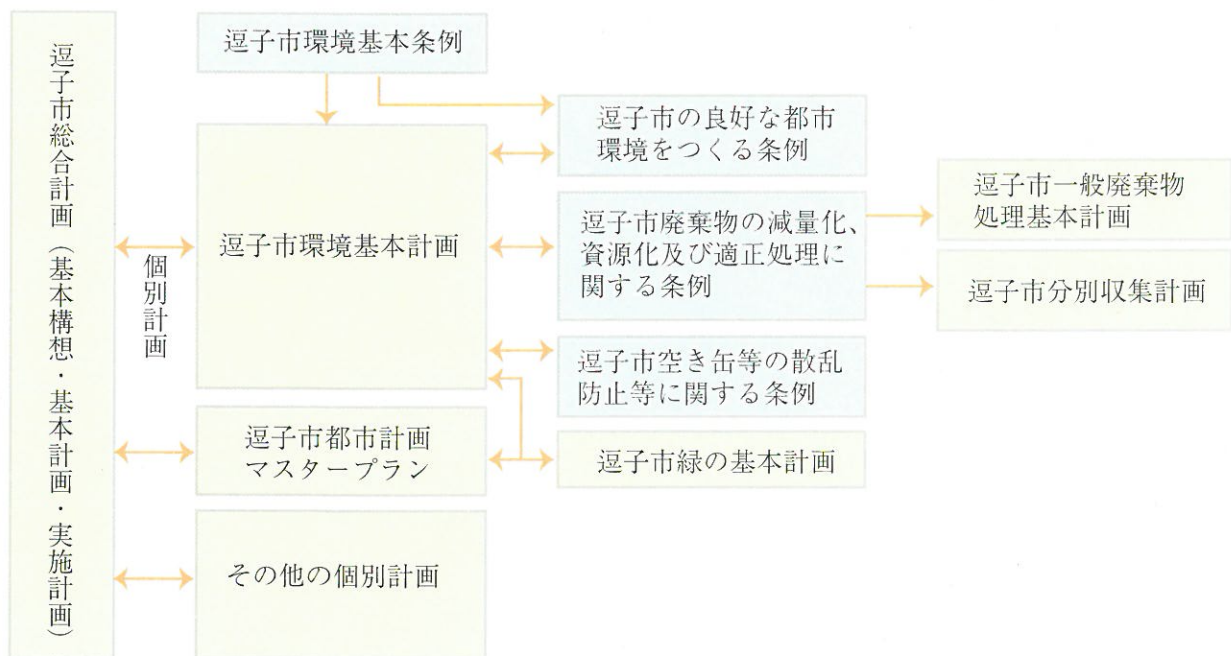
第2節 計画の期間と位置付け

本計画は、環境政策の分野において「逗子市総合計画」を支援するとともに、「逗子市都市計画マスタープラン」や「逗子市緑の基本計画」等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画であり、「逗子市総合計画」の個別計画として位置付けられます。

本計画は、2015年（平成27年）を当面の目標とし、計画の期間を1999年（平成11年）から2015年（平成27年）までとします。

「逗子市総合計画」、「逗子市環境基本条例」及び諸計画・施策等との関連は、次の関連図に示すとおりです。

【関連図】



第3節 計画の推進に向けて

環境基本計画で位置付けられた課題には、短期的に実施できるものと、長期的に取り組まなければならないものがあります。こうした課題を分析し、その解決に向けた具体的な方法や取組みについて、市民、事業者、市、各々の具体的な行動の計画をも加えた行動等指針を策定します。

また、その行動等指針については、短期的にその成果・目標達成率をチェックし、その結果により行動等指針の見直しを行います。さらに、必要に応じ「環境基本計画」をも改正することにより、逗子市の良好な環境を保全し創造できるように努めます。

(*詳しくは、「第5章 計画の推進」をご参照ください。)